

第25号議案

芦屋市火災予防条例の一部を改正する条例の制定について

芦屋市火災予防条例の一部を改正する条例を別紙のように定める。

平成28年2月16日提出

芦屋市長 山 中 健

提案理由

対象火気設備等の位置，構造及び管理並びに対象火気器具等の取扱いに関する条例の制定に関する基準を定める省令の一部改正に伴い，設備及び器具等に係る可燃物等との間に設けるべき火災予防上安全な距離に関する規定を整備するため，この条例を制定しようとするもの。

芦屋市火災予防条例の一部を改正する条例

芦屋市火災予防条例（昭和48年芦屋市条例第28号）の一部を次のように改正する。

別表第3を次のように改める。

別表第3（第3条及び第20条関係）

種類			入力	離隔距離（c m）				備考
				上方	側方	前方	後方	
炉	開放炉	使用温度が800℃以上のもの	—	250	200	300	200	
		使用温度が300℃以上800℃未満のもの	—	150	150	200	150	
		使用温度が300℃未満のもの	—	100	100	100	100	
	開放炉以外	使用温度が800℃以上のもの	—	250	200	300	200	
		使用温度が300℃以上800℃未満のもの	—	150	100	200	100	
		使用温度が300℃未満のもの	—	100	50	100	50	
半密閉	浴室内設置	外がまでバーナー取り出し口のないもの	21kW以下（ふろ用以外のバーナーをもつものにあつては42kW以下）	—	15 注	15	15	注：浴槽との離隔距離は0cmとするが、合成樹脂浴槽（ポリプロピレン浴槽等）の場合
		内がま	21kW以下（ふろ用以外のバーナーをもつものにあつては42kW以下）	—	—	60	—	
		外がまでバーナー取り出し口のないもの	21kW以下（ふろ用以外のバーナーをもつものにあつては当該バーナーが70kW以下であつて、かつ、ふろ用バーナーが21kW以下）	—	15	15	15	

ふろがま	気体燃料	不燃以外	式	浴室外設置	外がまでバーナー取り出し口のあるもの	21kW以下（ふろ用以外のバーナーをもつものにあつては当該バーナーが70kW以下であつて、かつ、ふろ用バーナーが21kW以下）	—	15	60	15	合は2cmとする。
					内がま	21kW以下（ふろ用以外のバーナーをもつものにあつては当該バーナーが70kW以下であつて、かつ、ふろ用バーナーが21kW以下）	—	15	60	—	
			密閉式			21kW以下（ふろ用以外のバーナーをもつものにあつては当該バーナーが70kW以下であつて、かつ、ふろ用バーナーが21kW以下）	—	2注	2	2	
				屋外用		21kW以下（ふろ用以外のバーナーをもつものにあつては当該バーナーが70kW以下であつて、かつ、ふろ用バーナーが21kW以下）	60	15	15	15	
		不燃	半密閉式	浴室内設置	外がまでバーナー取り出し口のないもの	21kW以下（ふろ用以外のバーナーをもつものにあつては42kW以下）	—	4.5注	—	4.5	
					内がま	21kW以下（ふろ用以外のバーナーをもつものにあつては42kW以下）	—	—	—	—	
			浴室外設置	外がまでバーナー取り出し口のないもの	21kW以下（ふろ用以外のバーナーをもつものにあつては当該バーナーが70kW以下であつて、かつ、ふろ用バーナーが21kW以下）	—	4.5	—	4.5		
				外がまでバーナー取り出し口のあるもの	21kW以下（ふろ用以外のバーナーをもつものにあつては当該バーナーが70kW以下であつて、かつ、ふろ用バーナーが21kW以下）	—	4.5	—	4.5		
				内がま	21kW以下（ふろ用以外のバーナーをもつものにあつては当該バーナーが70kW以下であつて、かつ、ふろ用バーナーが21kW以下）	—	—	—	—		
					21kW以下（ふろ用以外のバーナーをもつものにあつては当該バーナーが70kW以下であつて、かつ、ふろ用バーナーが21kW以下）	—	—	—	—		

	密閉式			21kW以下（ふろ用以外のバーナーをもつものにあつては当該バーナーが70kW以下であつて、かつ、ふろ用バーナーが21kW以下）	—	2注	—	2			
		屋外用		21kW以下（ふろ用以外のバーナーをもつものにあつては当該バーナーが70kW以下であつて、かつ、ふろ用バーナーが21kW以下）	30	4.5	—	4.5			
	液体燃料	不燃以外		39kW以下	60	15	15	15			
		不燃		39kW以下	50	5	—	5			
上記に分類されないもの				—	60	15	60	15			
温風暖房機	気体燃料	不燃以外・不燃	半密閉式・密閉式	バーナーが隠ぺい	強制対流型	19kW以下	4.5	4.5	60	4.5	注1： 道を使用するものにあつては15cmとする。 注2： ダクト接続型以外の場合にあつては100cmとする。
						液体燃料	不燃以外	半密閉式	強制対流型	温風を前方向に吹き出すもの	
	26kWを超え70kW以下	100	15	100注1	15						
	密閉式	強制対流型	温風を全周方向に吹き出すもの	26kW以下	100			150	150	150	
			強制排気型	26kW以下	60			10	100	10	
	不燃	半密閉式	強制対流型	強制対流型	温風を前方向に吹き出すもの	70kW以下	80	5	—	5	
					温風を全周方向に吹き出すもの	26kW以下	80	150	—	150	
		密閉式	強制対流型	強制排気型	26kW以下	50	5	—	5		
				強制給排気型	26kW以下	50	5	—	5		
	上記に分類されないもの				—	100	60	60注2	60		

厨房設備	気体燃料	不燃以外 開放式	組込 ろ・リ付 ころ・リ ドル付 ころ, ヤ ビネッ ト型 ろ・リ 付 ころ・リ ドル付 ころ	14kW以下	100	15 注	15	15 注	注：器 体方 上側 の方 は又 後の 方 離 離 距 を 示 す。
			据置 型 レ ン ジ	21kW以下	100	15 注	15	15 注	
		不燃 開放式	組込 ろ・リ付 ころ・リ ドル付 ころ, ヤ ビネッ ト型 ろ・リ 付 ころ・リ ドル付 ころ	14kW以下	80	0	—	0	
			据置 型 レ ン ジ	21kW以下	80	0	—	0	

上記に分類されないもの		使用温度が800℃以上のもの	—	250	200	300	200				
		使用温度が300℃以上800℃未満のもの	—	150	100	200	100				
		使用温度が300℃未満のもの	—	100	50	100	50				
ボイラー	気体燃料	開放式	フードを付けない場合	7kW以下	40	4.5	4.5	4.5			
			フードを付ける場合	7kW以下	15	4.5	4.5	4.5			
		半密閉式		12kWを超え42kW以下		—	15	15	15		
				12kW以下		—	4.5	4.5	4.5		
		密閉式		42kW以下		4.5	4.5	4.5	4.5		
		屋外用		フードを付けない場合	42kW以下	60	15	15	15		
				フードを付ける場合	42kW以下	15	15	15	15		
		開放式		フードを付けない場合	7kW以下	30	4.5	—	4.5		
				フードを付ける場合	7kW以下	10	4.5	—	4.5		
		半密閉式		42kW以下		—	4.5	—	4.5		
	密閉式		42kW以下		4.5	4.5	—	4.5			
	屋外用		フードを付けない場合	42kW以下	30	4.5	—	4.5			
			フードを付ける場合	42kW以下	10	4.5	—	4.5			
	液体燃料		不燃以外		12kWを超え70kW以下		60	15	15	15	
					12kW以下		40	4.5	15	4.5	
			不燃		12kWを超え70kW以下		50	5	—	5	
					12kW以下		20	1.5	—	1.5	
	上記に分類されないもの		23kWを超える		120	45	150	45			
			23kW以下		120	30	100	30			
		開放式	バーナーが露出	壁掛け型、つり下げ型	7kW以下	30	60	100	4.5	注：熱対流方	

ストーブ	気体燃料	不燃以外	半密閉式・密閉式	バーナーが隠ぺい	自然対流型	19kW以下	60	4.5	4.5注	4.5	向が一方に中る場合あつては60cmとする。	
		不燃	開放式	バーナーが露出	壁掛け型, つり下げ型	7kW以下	15	15	80	4.5		
	液体燃料	不燃以外	半密閉式	自然対流型	機器の全周から熱を放散するもの	39kW以下	150	100	100	100		
					機器の上方又は前方に熱を放散するもの	39kW以下	150	15	100	15		
		不燃	半密閉式	自然対流型	機器の全周から熱を放散するもの	39kW以下	120	100	—	100		
					機器の上方又は前方に熱を放散するもの	39kW以下	120	5	—	5		
		上記に分類されないもの					—	150	100	150		100
		乾燥設備	気体燃料	不燃以外	開放式	衣類乾燥機	5.8kW以下	15	4.5	4.5		4.5
				不燃	開放式	衣類乾燥機	5.8kW以下	15	4.5	—		4.5
			上記に分類されないもの					—	100	50		100
—	50							30	50	30		
不燃以	開放式	常圧貯蔵型	フードを付けない場合	7kW以下	40	4.5	4.5	4.5				
			フードを付ける場合	7kW以下	15	4.5	4.5	4.5				
		瞬間型	フードを付けない場合	12kW以下	40	4.5	4.5	4.5				
			フードを付ける場合	12kW以下	15	4.5	4.5	4.5				
		半密閉式	12kW以下	—	4.5	4.5	4.5					

簡易湯沸設備	気体燃料	外	密閉式	常圧貯蔵型		12kW以下	4.5	4.5	4.5	4.5		
				瞬間型	調理台型	12kW以下	—	0	—	0		
					壁掛け型, 据置型	12kW以下	4.5	4.5	4.5	4.5		
		屋外用	フードを付けない場合		12kW以下	60	15	15	15			
			フードを付ける場合		12kW以下	15	15	15	15			
		不燃	開放式	常圧貯蔵型	フードを付けない場合		7kW以下	30	4.5	—	4.5	
					フードを付ける場合		7kW以下	10	4.5	—	4.5	
				瞬間型	フードを付けない場合		12kW以下	30	4.5	—	4.5	
					フードを付ける場合		12kW以下	10	4.5	—	4.5	
			半密閉式				12kW以下	—	4.5	—	4.5	
	密閉式		常圧貯蔵型				12kW以下	4.5	4.5	—	4.5	
			瞬間型	調理台型			12kW以下	—	0	—	0	
				壁掛け型, 据置型			12kW以下	4.5	4.5	—	4.5	
		屋外用	フードを付けない場合				12kW以下	30	4.5	—	4.5	
	フードを付ける場合				12kW以下	10	4.5	—	4.5			
	液体燃料	不燃以外				12kW以下	40	4.5	15	4.5		
		不燃				12kW以下	20	1.5	—	1.5		
	気体	不燃以外	半密閉式	常圧貯蔵型		12kWを超え42kW以下	—	15	15	15		
				瞬間型		12kWを超え70kW以下	—	15	15	15		
			密閉式	常圧貯蔵型				12kWを超え42kW以下	4.5	4.5	4.5	4.5
瞬間型				調理台型			12kWを超え70kW以下	—	0	—	0	
				壁掛け型, 据置型			12kWを超え70kW以下	4.5	4.5	4.5	4.5	
屋外用			常圧貯蔵型	フードを付けない場合				12kWを超え42kW以下	60	15	15	15
				フードを付ける場合				12kWを超え42kW以下	15	15	15	15
			瞬間型	フードを付けない場合				12kWを超え70kW以下	60	15	15	15
				フードを付ける場合				12kWを超え70kW以下	15	15	15	15

給湯湯沸設備	燃料	不燃	半密閉式	常圧貯蔵型		12kWを超え42kW以下	—	4.5	—	4.5	注1：対方向が一方に向に集中する場合にあつては60cmとする。 注2：方向性を有するものにあつては100cmとする。		
				瞬間型		12kWを超え70kW以下	—	4.5	—	4.5			
			密閉式	常圧貯蔵型		12kWを超え42kW以下	4.5	4.5	—	4.5			
				瞬間型	調理台型	12kWを超え70kW以下	—	0	—	0			
					壁掛け型，据置型	12kWを超え70kW以下	4.5	4.5	—	4.5			
				屋外用	常圧貯蔵型	フードを付けない場合	12kWを超え42kW以下	30	4.5	—		4.5	
		フードを付ける場合	12kWを超え42kW以下			10	4.5	—	4.5				
		瞬間型	フードを付けない場合		12kWを超え70kW以下	30	4.5	—	4.5				
			フードを付ける場合		12kWを超え70kW以下	10	4.5	—	4.5				
		液体燃料	不燃以外		12kWを超え70kW以下	60	15	15	15				
			不燃		12kWを超え70kW以下	50	5	—	5				
		上記に分類されないもの			—	60	15	60	15				
		移動式ストーブ	気体燃料	不燃以外	開放式	バーナーが露出	前方放射型	7kW以下	100	30		100	4.5
						バーナーが隠ぺい	全周放射型	7kW以下	100	100		100	100
不燃	開放式				バーナーが露出	自然対流型	7kW以下	100	4.5	4.5注1	4.5		
					バーナーが隠ぺい	強制対流型	7kW以下	4.5	4.5	60	4.5		
液体燃料	不燃以外			開放式		放射型	7kW以下	100	50	100	20		
						自然対流型	7kWを超え12kW以下	150	100	100	100		
					強制対流型		温風を前方向に吹き出すもの	12kW以下	100	15	100	15	
						温風を全周方向に吹き出すもの	7kWを超え12kW以下	100	150	150	150		
					放射型	7kW以下	80	30	—	5			
						自然対流型	7kWを超え12kW以下	120	100	—	100		
			7kW以下	80	30	—	30						

不燃	開放式	強制対流型	温風を前方向に吹き出すもの	12kW以下	80	5	—	5	注： 器本体 上方の 側方又 は後の 距離を 示す。	
			温風を全周方向に吹き出すもの	7kWを超え12kW以下	80	150	—	150		
				7kW以下	80	100	—	100		
			固体燃料			—	100	50 注2		50 注2
不燃以外	開放式	バーナーが露出	卓上 こんろ (1口)	5.8kW以下	100	15	15	15	注： 器本体 上方の 側方又 は後の 距離を 示す。	
			卓上 こんろ (2口以上) ・グリル 付こんろ ・グリド 付こんろ	14kW以下	100	15 注	15	15 注		
		加熱部 が開放	卓上 グリル	7kW以下	100	15	15	15		
		バーナーが隠ぺい	加熱部が 隠ぺい	卓上 オープン ・グリル (フドを 付けない 場合)	7kW以下	50	4.5	4.5		4.5
			卓上 オープン ・グリル (フドを ける場合)	7kW以下	15	4.5	4.5	4.5		
			炊飯器 (炊飯容 量4リッ トル以 下)	4.7kW以下	30	10	10	10		

調理器具	気体燃料	不燃	開放式	バーナーが露出	圧力調理器(内容積10リットル以下)	—	30	10	10	10	
					卓上こころんろ(1口)	5.8kW以下	80	0	—	0	
					卓上こころんろ(2口以上)・グリル付こころんろ・グリド付こころんろ	14kW以下	80	0	—	0	
					加熱部が開放	卓上型グリル	7kW以下	80	0	—	0
					バーナーが隠ぺい	卓上型オープン・グリル(フードを付けない場合)	7kW以下	30	4.5	—	4.5
						卓上型オープン・グリル(フードを付ける場合)	7kW以下	10	4.5	—	4.5
						炊飯器(炊飯容量4リットル以下)	4.7kW以下	15	4.5	—	4.5

					圧力調り器 (内容積 10リットル 以下)	—	15	4.5	—	4.5	
移動式 こんろ	液体燃料	不燃以外			6kW以下	100	15	15	15		
		不燃			6kW以下	80	0	—	0		
	固体燃料			—	100	30	30	30			
電気温風機	電気	不燃以外			2kW以下	4.5注	4.5注	4.5注	4.5注		注：風の吹き出し方向については60cmとする。
		不燃			2kW以下	0注	0注	—注	0注		
電気調理用機器	電気	不燃以外	電気こんろ、電気レンジ、電磁誘導加熱式調理器（こんろ形態のものに限る。）	こんろ部分の全部又は一部が電磁誘導加熱式調理器でないもの	4.8kW以下（1口当たり2kWを超え3kW以下）	100	2	2	2	注1：機器本体上方の側方又は後方の離隔距離（こんろ部分が電磁誘導加熱式調理器でない場合における発熱の外周からの距離）を示す。注2：機器本体	
						—	20注1	—	20注1		
						—	10注2	—	10注2		
					4.8kW以下（1口当たり1kWを超え2kW以下）	100	2	2	2		
						—	15注1	—	15注1		
						—	10注2	—	10注2		
					4.8kW以下（1口当たり1kW以下）	100	2	2	2		
						—	10注1 10注2	—	10注1 10注2		
					5.8kW以下（1口当たり3.3kW以下）	100	2	2	2		
						—	10注2	—	10注2		

	不燃	電気 こんろ、 電気レ ンジ、 電磁誘 導加熱 式調理 器（こ んろ形 のもの に限 る。）	こんろ部分 の全部又は 一部が電磁 誘導加熱式 調理器でないもの	4.8kW以下（1口当たり 3kW以下）	80	0	—	0	上方 の方 又は 後の 方の 距離 （こ んろ 部分 が電 磁誘 導加 熱式 調理 器の 場合 にお ける 発熱 体の 周り の距 離） を示 す。			
					—	0	注 1 注 2	—		0	注 1 注 2	
			こんろ部分 の全部が電 磁誘導加熱 式調理器の もの	5.8kW以下（1口当たり 3.3kW以下）	80	0	—	—		0		
					—	0	注 2	—		0	注 2	
電気 天火	電気	不燃以外		2kW以下	10	4.5 注	4.5 注	4.5 注	注： 排気 口にあ つては 10cm とする。			
		不燃		2kW以下	10	4.5 注	—	4.5 注				
電子 レンジ	電気	不燃以外	電熱装置を有する もの	2kW以下	10	4.5 注	4.5 注	4.5 注	注： 排気 口にあ つては 10cm とする。			
		不燃	電熱装置を有する もの	2kW以下	10	4.5 注	—	4.5 注				
電気 ストーブ	電気	不燃以外	前方放射型（壁取 付式及び天井取付 式のものを除 く。）	2kW以下	100	30	100	4.5				
			全周放射型（壁取 付式及び天井取付 式のものを除 く。）	2kW以下	100	100	100	100				
			自然対流型（壁取 付式及び天井取付 式のものを除 く。）	2kW以下	100	4.5	4.5	4.5				
		不燃	前方放射型（壁取 付式及び天井取付 式のものを除 く。）	2kW以下	80	15	—	4.5				
			全周放射型（壁取 付式及び天井取付 式のものを除 く。）	2kW以下	80	80	—	80				
			自然対流型（壁取 付式及び天井取付 式のものを除 く。）	2kW以下	80	0	—	0				

電気乾燥器	電気	不燃以外	食器乾燥器	1kW以下	4.5	4.5	4.5	4.5	
		不燃	食器乾燥器	1kW以下	0	0	—	0	
電気乾燥機	電気	不燃以外	衣類乾燥機，食器乾燥機，食器洗い乾燥機	3kW以下	4.5	4.5	4.5	4.5	注1：面に排気口有る機器にあつては0cmとする。注2：排気口にあつては4.5cmとする。
		不燃	衣類乾燥機，食器乾燥機，食器洗い乾燥機	3kW以下	4.5 注1	0 注2	— 注2	0 注2	
電気温水器	電気	不燃以外	温度過昇防止装置を有するもの	10kW以下	4.5	0	0	0	
		不燃	温度過昇防止装置を有するもの	10kW以下	0	0	—	0	

備考

- 1 「気体燃料」，「液体燃料」，「固体燃料」及び「電気」は，それぞれ，気体燃料を使用するもの，液体燃料を使用するもの，固体燃料を使用するもの及び電気を熱源とするものをいう。
- 2 「不燃以外」欄は，対象火気設備等又は対象火気器具等から不燃材料以外の材料による仕上げ若しくはこれに類似する仕上げをした建築物等の部分又は可燃性の物品までの距離をいう。
- 3 「不燃」欄は，対象火気設備等又は対象火気器具等から不燃材料で有効に仕上げをした建築物等の部分又は防熱板までの距離をいう。

附 則

この条例は，平成28年4月1日から施行する。

参 照

芦屋市火災予防条例の一部改正要綱

1 改正の趣旨

対象火気設備等の位置，構造及び管理並びに対象火気器具等の取扱いに関する条例の制定に関する基準を定める省令の一部改正に伴い，設備及び器具等に係る可燃物等との間に設けるべき火災予防上安全な距離に関する規定を整備するため，この条例を制定しようとするもの。

2 改正の内容

- (1) 厨房設備及び調理用器具におけるグリドル付こんろに係る離隔距離を次の表のとおり定めることとする。(別表第3関係)

種類			離隔距離 (c m)				
			入力	上方	側方	前方	後方
グリドル付こんろ (組込型・キャビネット型)	不燃以外		14kW 以下	100	15	15	15
	不燃		14kW 以下	80	0	—	0
グリドル付こんろ (卓上型・2口以上)	バーナー が露出	不燃 以外	14kW 以下	100	15	15	15
		不燃	14kW 以下	80	0	—	0

※ 離隔距離とは，可燃物等との間に設けるべき火災予防上安全な距離をいう。

- (2) 電気調理用機器における最大入力値が5.8kW以下(1口当たりの最大入力値が3.3kW以下)である電磁誘導加熱式調理器(こんろ部分の全部が電磁誘導加熱式調理器のものに限る。)に係る離隔距離を次の表のとおり定めることとする。

(別表第3関係)

種類			離隔距離 (c m)			
			入力	上方	側方	前方
こんろ部分の全部 が電磁誘導加熱式 調理器のもの	不燃 以外	5.8kW 以下 (1口当 たり 3.3kW 以下)	100	2	2	2
			—	10	—	10
	不燃	5.8kW 以下 (1口当 たり 3.3kW 以下)	80	0	—	0
			—	0	—	0

※ 上段は、機器本体からの離隔距離を示す。

※ 下段は、機器本体の発熱体の外周からの側方又は後方の離隔距離を示す。

(3) その他規定の整理

3 施行期日

平成28年4月1日